

平成 22 年度 法令遵守制度の運用状況

1 公益通報の件数

通報先	窓口	件数 (件)
市長部局	総務部総務課	0
教育委員会	学校教育部教育総務課	0
監査委員	監査事務局	0
公平委員会	公平委員会事務局	0
農業委員会	農業委員会事務局	0
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	0
固定資産評価審査委員会	総務部総務課	0
法令遵守推進外部委員		0
合計		0

2 不当要求行為の件数 0 件

3 公益通報及び不当要求行為に関する相談件数等

(1) 公益通報

相談受付窓口	件数 (件)	処理状況の要件
総務部総務課	2	公益通報に該当しないケースであるがこれに準じて処理した。
学校教育部教育総務課	0	
監査事務局	0	
公平委員会事務局	0	
農業委員会事務局	0	
選挙管理委員会事務局	0	
総務部総務課	0	
法令遵守推進外部委員	0 (※ 2)	
合計	2	

※ 総務部総務課において相談を受け付けたものについて、さらに同課からの相談に応じ意見を述べたものです。

(2) 不当要求行為

相談受付窓口	件数(件)	処理状況
総務部総務課	0	
学校教育部教育総務課	0	
監査事務局	0	
公平委員会事務局	0	
農業委員会事務局	0	
選挙管理委員会事務局	0	
総務部総務課	0	
法令遵守推進外部委員	1	現段階では不当要求行為に該当するとまではいえないケースであるが、今後の対応方針につき意見を述べた。

4 その他

寝屋川市法令遵守に関する条例第 16 条第 2 項の規定により、法令遵守推進外部委員が市長に対し意見を述べた件数 1 件